

所属建築士の届出について

平成 26 年法改正により，建築士事務所の登録事項に所属建築士が追加されました。

今回お願いする所属建築士の届出は，この改正に伴い，建築士事務所の登録簿に所属建築士を登録するための届出になります。（根拠：改正建築士法第 23 条の 2 第 1 項 5 号及び建築士法の一部を改正する法律〔平成 26 年法律第 92 号〕附則第 3 条）

広島県では，今まで所属建築士の確認のために任意の届出をお願いしており，届出をいただいていた建築士事務所の方には大変申し訳ございませんが，御理解・御協力をお願いします。

【届出の留意事項】

1 所属建築士として届け出る建築士の範囲

次の内容に関する実務を行う建築士を記載してください。

(1) 設計，工事監理

(2) 建築工事契約に関する事務，建築工事の指導監督，建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続の代理

※ 1 設計等に関する実務を全く行わず，例えば専ら施工に関する実務のみを行う建築士は該当しません。

※ 2 所属建築士として登録された建築士には，定期講習の受講義務があります。

※ 3 この附則 3 条の届出又は更新の登録があった日以降，所属建築士に変更があったときは，変更日から 3 ヶ月以内に変更届を提出する必要があります。

2 今までの所属建築士の届出内容をもって，附則 3 条の届出を提出したものとみなすことはできません。（建築士法改正に関する国土交通省の解釈による。）

3 平成 27 年 6 月 25 日から平成 28 年 6 月 24 日までに建築士事務所登録の更新申請書を提出する場合は，この届出は不要です。（届出の要否は，事務所登録の更新日ではなく，この期間に申請書を提出するか否かです。）

【様式について】

1 様式には，届出日現在の所属建築士を記載してください。

2 今まで任意で所属建築士の届出をされていた場合に，届出済の内容から所属建築士に変更があっても，任意の変更届の提出は不要です。

3 様式の電子データは，提出先の（一社）広島県建築士事務所協会の HP にあります。

⇒HP アドレス <http://www.h-aaa.jp/touroku/index.html>